

ガソリン、灯油、軽油を運搬する容器について

ガソリン、灯油、軽油を容器に入れて運ぶ場合は、消防法で定められた安全基準に適合しているものを使用してください。

ガソリン 金属製携行缶 (KHKまたはUNの表示があるもの) を使用してください。



金属製の携行缶



灯油用ポリ容器



水用ポリ容器



ペットボトル



開封済みの混合ガソリン用容器 (キャップ式の蓋)



KHKまたはUNの表示は、安全基準をクリアした証です。

灯油 「灯油用」の表示がある専用容器を使用してください。



「推奨認定ラベル」は、安全基準に適合している証です。



推奨認定ラベル

軽油 「軽油用」の表示がある専用容器を使用してください。



- ・ガソリン用金属製携行缶も使えます。(「軽油」に表示変更してください。)
- ・灯油用のポリ容器は安全性が確認されていないので使用しないでください。

チラシに関するお問い合わせは
郡上市消防本部予防課
0575-67-1219



郡上市消防本部

